

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

- 第1節 災害応急活動体制
- 第2節 災害情報の収集・伝達
- 第3節 応援協力の要請・受入れ
- 第4節 災害救助法関連業務
- 第5節 避難対策
- 第5の2節 広域一時滞在対策
- 第6節 緊急輸送、代替輸送対策
- 第7節 救急・救助・医療・消火活動
- 第8節 災害広報・相談等
- 第9節 危険物流出対策
- 第10節 放射性同位元素取扱施設事故応急対策
- 第11節 原子力災害応急対策
- 第12節 放射性物質運搬事故応急対策
- 第13節 石油類等危険物施設事故応急対策
- 第14節 ガス事故応急対策
- 第15節 火薬類事故応急対策
- 第16節 毒物・劇物事故応急対策
- 第17節 応急復旧

本章は、大規模な火災や交通関係の事故、危険物等の事故及び原子力災害の発生時に鹿沼市域で必要となる様々な災害対策について、市や防災関係機関等の役割分担、実施方針等を定めるものである。

市及び防災関係機関は、この計画を災害時に円滑に運用するためのマニュアル作成、演習及び本計画とマニュアルの検証・修正を定期的に行うよう努める。

第1節 災害応急活動体制

《指 針》

大きな事故等が発生した場合は、職員は、勤務時間外にも速やかに参集して、災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災機関が有する災害対策能力を最大限発揮する必要がある。

第1 初動体制

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 各部 |
| 資料編 | (様式)-2 配備要員名簿、(様式)-3 参集者名簿、(様式)-4 配備報告書 |

1 市の配備基準

市は、火災、事故等の状況に応じて、次の非常配備をとる。

| 区分 | 配備基準 | 配備体制 | 本部 |
|----------|--|--|------------------|
| 警戒 配備 | ① 火災警報が発せられたとき ② その他市長が必要と認めたとき | 災害に備える体制で、各部幹事課等から必要な職員及び施設管理者を配備する。 | — |
| 第1 配備 | ① 火災・災害等即報要領の即報基準に達するおそれがあるとき。 ② 高齢者等避難を発するとき ③ その他市長が必要と認めたとき | 小規模の災害に対応する体制で、第1配備職員を配備する。 避難所(地区連絡所)運営職員は、指定された場所に参集する。 | 必要に応じて 災害警戒本部 |
| 第2 配備 | ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達するおそれがあるとき。 ② 避難指示を発するとき ③ その他市長が必要と認めたとき | 中規模の災害に対応する体制で、第2配備職員を配備する。 | |
| 第3 配備 | ① 災害救助法の適用を受ける災害のおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき | 大規模な災害に対応する体制で、第3配備職員(全職員)を配備する。 | 災害対策本部 |

2 市職員の動員

(1) 職員の動員

- ア 勤務時間内の職員の動員は、防災情報メール等を通じて人事課長(職員班長)が行う。
イ 勤務時間外は、勤務時間外及び休日における連絡システムにより、電話等で招集の連絡を行う。

その他、以下の項目については、第3章・第1節・第1・2の同項に準ずる。

- (2) 動員区分及び動員人員
- (3) 参集の報告
- (4) 職員の服務
- (5) 参集時の留意事項
- (6) 職員の配置
- (7) 職員の安全確保

第2 市本部の設置・運営

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 各部 |
| 資料編 | (資料)-11 鹿沼市災害対策本部条例 (資料)-12 鹿沼市災害対策本部の腕章・標旗 (様式)-1 発信票 |

1 市本部の設置・解散基準

(1) 設置基準

ア 災害警戒本部

(ア) 第1又は第2配備体制をとる場合において必要と判断されるとき

(イ) 市長が必要と認めたとき

イ 災害対策本部

(ア) 第3配備体制をとるとき

(イ) 市長が必要と認めたとき

その他、以下の項目については、第3章・第1節・第2・1の同項に準ずる。

(2) 解散基準

(3) 本部設置・解散の決定等

(4) 設置・解散の通知

2 市本部の組織・運営

第3章・第1節・第2の2に準ずる。

第2節 災害情報の収集・伝達

《指 針》

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体象や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

第1 情報収集・伝達手段の確保

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 広報班、総務班、消防本部、上下水道部、防災関係機関 |
|------|---------------------------|

第3章・第2節の第1に準ずる。

第2 警報、通報等の伝達

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 総務班、消防本部、鹿沼警察署、県西環境森林事務所、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株) |
|------|--|

1 火災警報

市長は、市火災予防条例施行規則第3条に該当する場合、火災警報を発令する（消防法第22条）。市（消防本部）は、火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

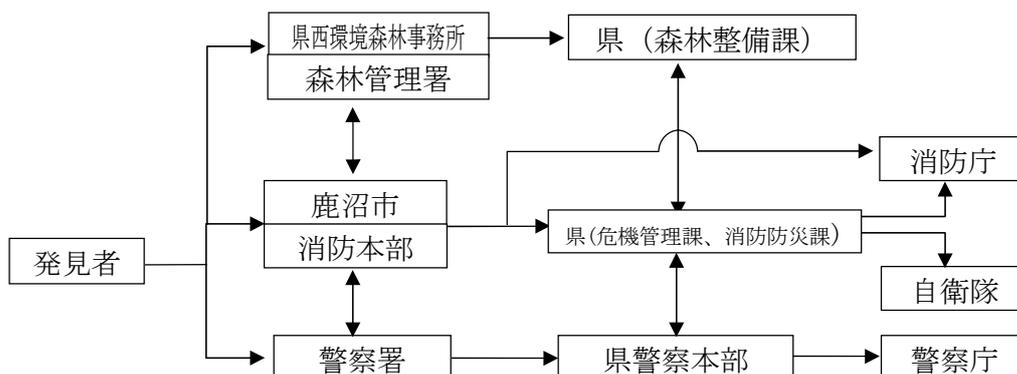
＜火災警報の発令基準＞

- (1) 実効湿度が60パーセント以下の場合であって、最小湿度が30パーセント以下であり、かつ、最大風速が毎秒7メートル以上又は7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨及び降雪中は、除くものとする。

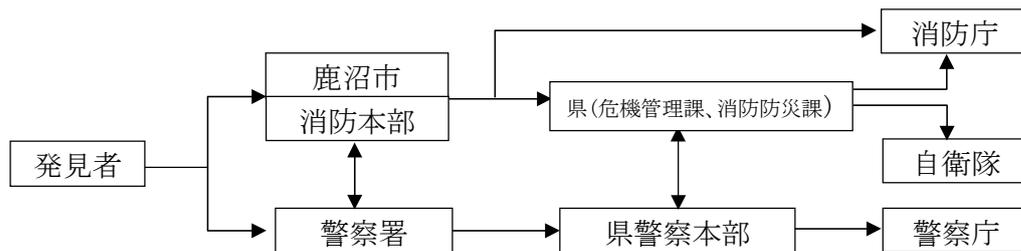
2 通報等の伝達

火災、事故等の発見者は、警察、消防、その他関係機関に速やかに通報する。市及び関係機関は、速やかに火災や事故等の状況把握に努め、直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

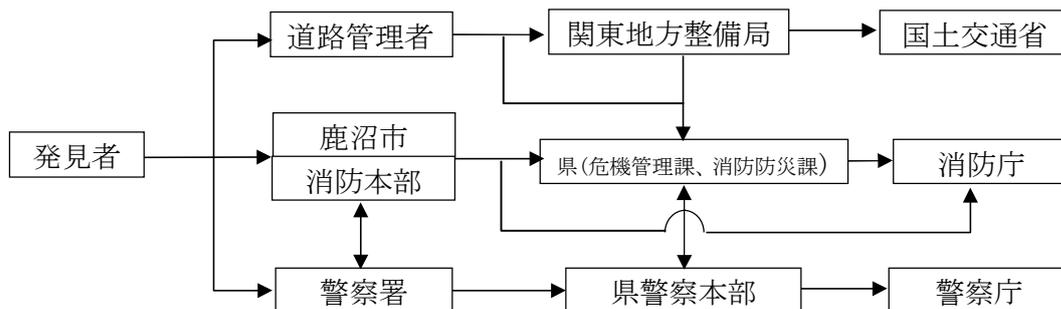
【林野火災】



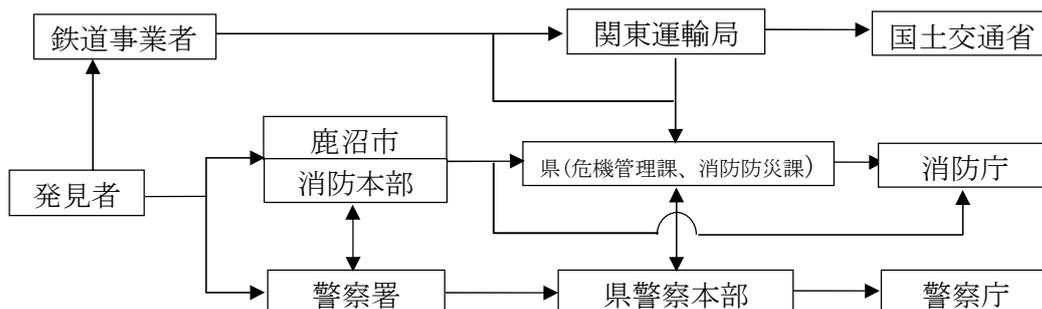
【大規模火災】



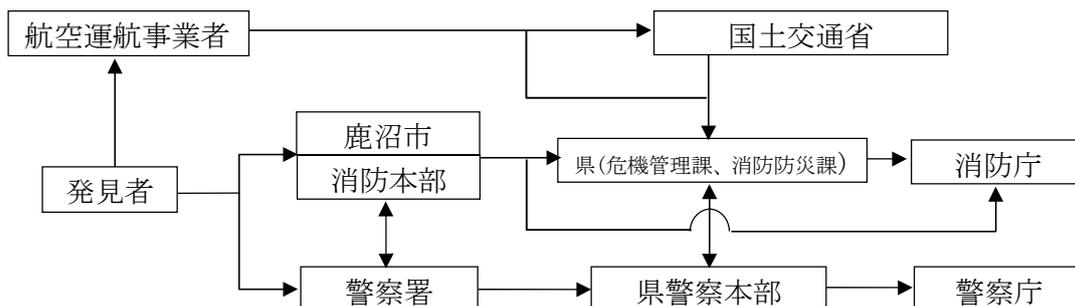
【大規模道路事故災害】



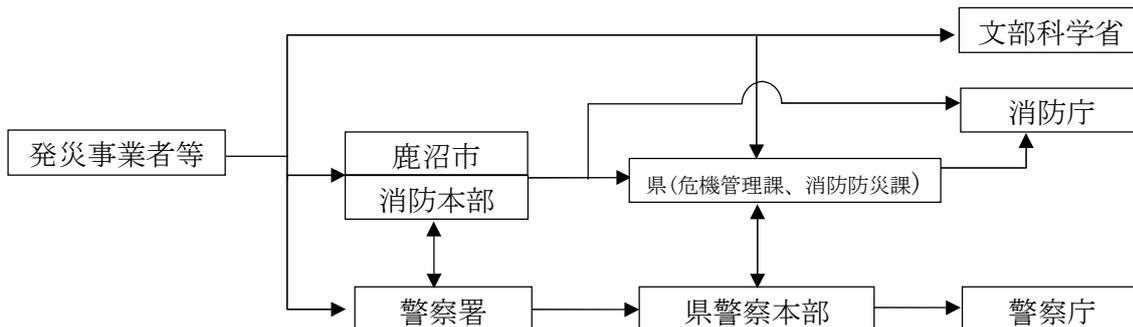
【大規模鉄道事故災害】



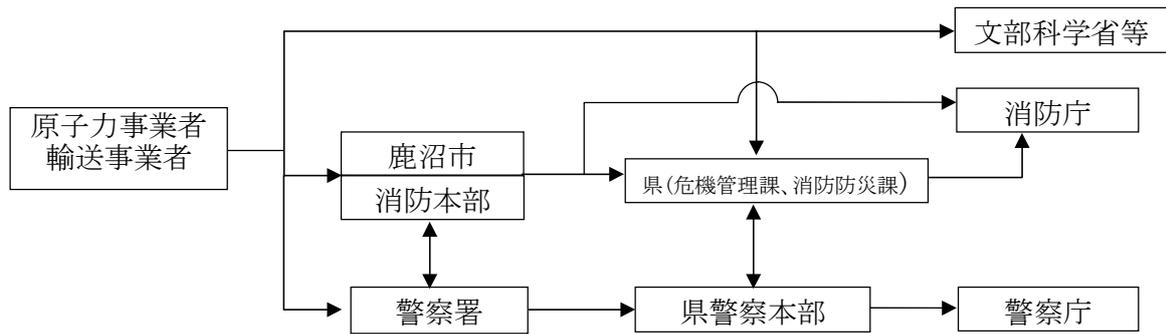
【航空機大規模事故災害】



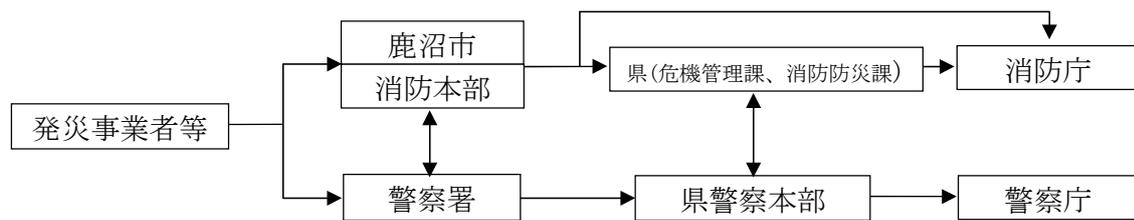
【放射性同位元素（R I）等取扱施設における事故災害】



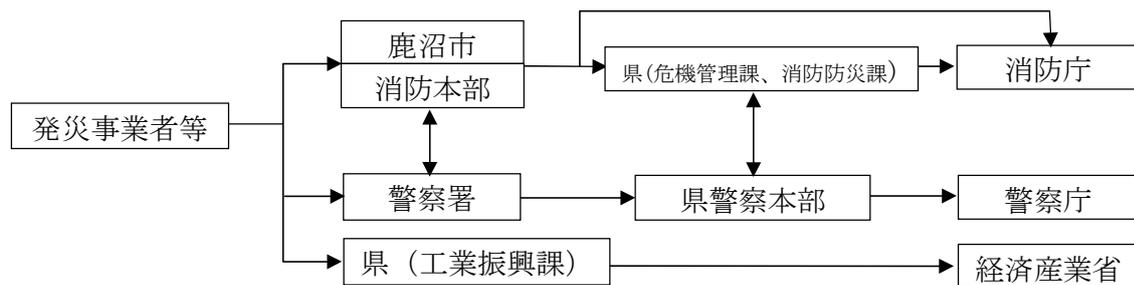
【放射性物質運搬時における事故災害】



【石油类等危険物事故災害】



【高圧ガス事故災害】



第3 被害情報の収集、調査

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

第3章・第2節・第3に準ずる。

第4 情報のとりまとめ

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

第3章・第2節・第4に準ずる。

第5 県等への報告

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第2節・第5に準ずる。

第3節 応援協力の要請・受入れ

《指 針》

航空機の墜落、トンネルの崩落やトンネル内での多重衝突、山岳道路でのバスの転落、列車の衝突・脱線・転覆、原子力事故等の特殊災害では、現場や危険物質の特性等に応じた専門的な対応能力が必要となる。このため、専門の能力と技術を有する機関への応援を早急に求めるとともに、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の専門技術等を活かすようにする。

第1 自衛隊の災害派遣要請の要求

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第3節の第1に準ずる。

第2 県等への応援要請

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

第3章・第3節の第2に準ずる。

第4節 災害救助法関連業務

《指 針》

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を県知事に求め、法に基づく救助に着手する。

第1 実施責任者

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第4節の第1に準ずる。

第2 法の適用

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第4節の第2に準ずる。

第3 適用時の事務

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 財務班、総務班、地区班、市民班、衛生救護班、商工班、土木班、学校班、消防本部、上下水道部 |
|------|--|

第3章・第4節の第3に準ずる。

第5節 避難対策

《指 針》

延焼火災の拡大、危険物等の流出・拡散、水害、土砂災害等により住民等の生命が脅かされる場合、市長は避難指示等を発令し、危険地域から安全地域へ避難させる責務と権限をもつ。そのため、体力等の異なる者の集団を、混乱なく緊急に避難させるには関係機関が協力して対策にあたる必要がある。

第1 避難指示

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 総務班、警察署、自衛隊 |
|------|-------------|

第3章・第5節の第1に準ずる。

第2 警戒区域の設定

| | |
|------|----------------------|
| 実施担当 | 総務班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊 |
|------|----------------------|

第3章・第5節の第2に準ずる。

第3 避難の誘導

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 総務班、広報班、福祉班、消防本部、消防団、警察署、自治会、自主防災会、不特定多数の者が利用する施設の管理者 |
|------|---|

第3章・第5節の第3に準ずる。

第4 避難所の開設、運営

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 総務班、地区班、生活班、学校班、指定避難所の施設管理者、避難所運営職員、消防団（女性部）、自治会、自主防災会 |
|------|--|

第3章・第5節の第4に準ずる。

第5の2節 広域一時滞在対策

《指 針》

大規模な災害発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、県や防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 制度概要

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第5の2節の第1に準ずる。

第2 県内市町における一時滞在

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第5の2節の第2に準ずる。

第3 県外における一時滞在

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第5の2節の第3に準ずる。

第4 他都道府県からの協議

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第5の2節の第4に準ずる。

第5 費用負担

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務班 |
|------|-----|

第3章・第5の2節の第5に準ずる。

第6節 緊急輸送、代替輸送対策

《指 針》

大規模災害時には、道路の損壊、交通管制施設の機能停止等により、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。

第1 緊急輸送活動

| | |
|------|------------------------------|
| 実施担当 | 土木班、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株) |
|------|------------------------------|

1 交通の状況の把握

市、県、警察署、道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

2 交通規制・誘導

警察署、市及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者に、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

| | |
|------|-----------------------------|
| 実施担当 | 東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、関東自動車(株) |
|------|-----------------------------|

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第3 交通の確保等

| | |
|------|---------------------------------------|
| 実施担当 | 土木班、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所 |
|------|---------------------------------------|

警察署、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所への応急措置を行い、交通の確保に努める。

第7節 救急・救助・医療・消火活動

《指 針》

市及び関係機関は、火災の防御等、被害を最小化するための対策を優先して行う。また、犠牲者が多数に上る場合にも、遺族の心情を考慮して、遺体の搜索等は迅速に行わなければならない

第1 救助・救急・医療活動

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 消防本部、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株) |
|------|--|

1 市

市は、県、県警察本部等と協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

2 道路管理者

県、県警察本部及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

3 鉄道事業者

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 医療機関

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第2 搜索活動

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 消防本部、鹿沼警察署、消防団 |
|------|----------------|

市は、県（危機管理防災局）、県警察本部などの協力を得ては、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

第3 消火活動

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 消防本部、消防団 |
|------|----------|

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

県（危機管理防災局）は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

1 消防活動

(1) 消防本部

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、消防計画に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

(2) 消防団

消防団は、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 大規模特殊火災等の対策

大規模特殊火災等の場合には、消防本部と消防団は連携して、次の対策を行う。

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

3 林野火災対策

林野火災の場合には、消防本部と消防団は連携して、次の対策を行う。

(1) 迅速な消火活動

消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式消火水のう（ジェットシューター）等を使っ

た人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

市は、県（危機管理防災局）と協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

4 消防応援

第3章・第7節の第3に準ずる。

第8節 災害広報・相談等

《指 針》

災害が切迫する場合等には、住民への警戒や避難を促すための広報を行うが、状況や手段によっては情報が行き渡らないことや、表現方法によっては送り手の意図が理解されず、的確な防災行動に結びつかないことがある。

このため、災害時の広報は、多様な手段をもって、情報を早く・広く提供するとともに、受け手にわかりやすく表現する必要がある。

第1 情報発信

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | 広報班、鹿沼警察署、事故責任者 |
|------|-----------------|

事故責任者、市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第2 問い合わせへの対応

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 生活班、事故責任者 |
|------|-----------|

事故責任者及び市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第9節 危険物流出対策

《指 針》

危険物施設等での事故の場合、危険物の漏洩・爆発等の危険が想定されるほか、大規模事故等の際にも、危険物積載車両等から危険物等が流出する場合がある。

このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

第1 応急措置

| | |
|------|--------------------------------------|
| 実施担当 | 消防本部、清掃班、総務班、上下水道部、土木班、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所 |
|------|--------------------------------------|

1 拡大防止措置

市、警察署及び県と協力して、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

2 河川等への流出対策

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに河川管理者をはじめとする関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の防除等必要な措置を講ずる。

防除に当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える。

3 飲料水の水質汚染対策

市（上下水道部）は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講じる。

第2 道路事故における対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 消防本部、清掃班、総務班、土木班、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株) |
|------|---|

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには市（清掃班）や関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 市の活動

市（総務班）は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

市（消防本部）は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力して直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第10節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

《指 針》

放射性同位元素（ラジオアイソトープ「略号：R I」）等取扱施設での事故では、目に見えない物質による影響に対して的確な措置を求められることになる。このため、関係機関は放射性物質の特性をふまえて、専門機関等と連携して円滑に対策を行う必要がある。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 実施担当 | R I 事業者、消防本部、清掃班、総務班、鹿沼警察署、県西健康福祉センター |
|------|---------------------------------------|

1 事業者の対策

R I 事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（危機管理防災局）、市及び警察に連絡する。

2 市の対策

- (1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあり、市は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。
- (2) 市（消防本部）は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- (3) 市（消防本部、総務班、清掃班）は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

3 県等の対策

- (1) 県は、放射性物質の拡散等について、保健環境センターで常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防等に提供する。
- (2) 県は、健康福祉センターに設置されている線量計や消防本部等から貸与により、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第11節 原子力災害応急対策

《指 針》

国の防災基本計画に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（核燃料の使用、加工、貯蔵、再処理、廃棄を含む。）の事故等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出される原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るための対策について、国、地方公共団体及び原子力事業者が必要な措置を講じる。

第1 放射能汚染対策本部の設置

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 総合政策部、環境部、消防本部、防災機関 |
|------|---------------------|

放射性物質による汚染に対処するため、市長を本部長とする放射能汚染対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

- ア 空間放射線量の測定値が平常時に比較し著しく高いとき。
- イ 複数の本市の農林産物等から国が定める規制値を超える放射性物質が検出されたとき。
- ウ 風評被害により本市の農林産物等の測定値が国が定める規制値以下であるにもかかわらず売上げ等が著しく減少したとき。
- エ 本市が原子力災害による環境汚染への対処に関する法令により、汚染状況を調査すべき区域の指定等を受けたとき。
- オ 市長が必要と認めるとき。

上記アからウ及びオについては、市長の指示により設置し、エについては、自動的に設置する。

その他放射能汚染対策本部の組織等については、別に定める。

第2 防災業務関係者の安全確保

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 総合政策部、環境部、消防本部、県、防災機関 |
|------|-----------------------|

1 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとり、市及び防災機関は、県から要請があるときは、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう努める。

2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

- ・ 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
- ・ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県の行う被ばく管理に綿密な連携のもと積極的に協力する。

(3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第3 情報の収集・連絡活動

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 総合政策部、原子力防災管理者、県 |
|------|------------------|

1 特定事象発生情報等の連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力発電所所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力安全協定等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、原子力発電所所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- ・施設の状況
- ・原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- ・被害の状況等

市・消防関係機関は、県が国や近隣県等から入手した情報を、速やかかつ正確に受信するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- ・要員の確保

市は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

- ・情報の収集等

市は、国や県・近隣県等、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、県・近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第4 住民等への情報伝達

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 秘書室、総合政策部、県 |
|------|-------------|

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市民等に対する情報伝達

- ・ 市は、原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- ・ 市は、県から防災行政無線等により情報提供を受けた場合には、ホームページ、ケーブルテレビ、防災情報メール、防災情報アプリ等様々な広報媒体を活用した情報の提供にも努める。
- ・ 市は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市や県等が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、県、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

(2) 情報伝達の内容等

・ 情報伝達に当たっての留意事項

市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

・ 要配慮者への配慮

市は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

・ 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

・ 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- イ 発表内容や時期については、県、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

・ 誤情報の拡散への対処

市は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 相談窓口の設置

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、市は、市民からの相談等に対応するほか、併せて住民からの要望・苦情等を各部署・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努めるための「ワンストップ相談窓口」の設置を検討する。

(2) 情報の収集・整理

市は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第5 屋内退避・避難誘導等

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 総合政策部、市民部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会、県、防災関係機関、自治会、自主防災会 |
|------|---|

1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、市のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

2 屋内退避、避難等の実施

(1) 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

(2) 避難誘導等

県は、原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(3) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県、県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

3 避難所等の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の管理・運営

市は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるように準備しておくものとする。

市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

4 市外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、県内他市町あるいは近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県の水戸市と鹿沼市は平成30年5月21日に協定を締結した。

避難先は、本市の避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。(入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。)

なお、市外からの避難者の円滑な受入れのため、県や近隣市町等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。

その他、避難所の開設・運営については、第3章・第5節の第4に準ずる。

第6 モニタリング活動

| | |
|------|------------------------------|
| 実施担当 | 総合政策部、環境部、こども未来部、経済部、教育委員会、県 |
|------|------------------------------|

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、住民に対して広く公表する。

2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡する。また、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡し、さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡する。

県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、原子力対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

4 市のモニタリング活動

市は、本市の汚染状況を把握するため環境放射線モニタリングを実施し、結果を公表する。

(1) 空間放射線量の測定及び公表

(ア) 市庁舎等の定期的な測定に加え、測定箇所を増加し、市域全体の空間放射線量を測定し、公表する。

(イ) 市民の要望に応じた測定

- ・自宅等の空間放射線量の測定を希望する市民に対し、空間放射線量測定器の貸し出しを行うとともに、市民自らの測定が困難な場合には、職員による測定を行う。
- ・周辺地域に比較し、著しく高い放射線量を測定した場合は、専門機関等に測定、調査を依頼する。

(2) 水道水の検査及び公表

- ・上水道、簡易水道の各浄水場の水道水を検査し、結果を公表する。

(3) 農林産物等の検査及び公表

ゲルマニウム検出器またはNa I シンチレーション式ガンマ線スペクトロメーターにより、販売用農林産物、学校等の給食食材等を検査し、結果を公表する。

(4) その他の検査及び公表

その他汚染状況を把握するために必要な土壌、焼却灰、汚泥等を検査し、結果を公表する。

第7 医療活動等

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 総合政策部、市民部、保健福祉部、県、上都賀郡市南部地区医師会、鹿沼歯科医師会、鹿沼薬剤師会 |
|------|---|

1 住民等を対象とする健康相談等の実施**(1) 避難者等に対する健康相談等の実施**

市は、県や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査を実施する。

(2) 相談窓口の設置

市及び県は、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

2 被災者を対象とする医療活動の実施**(1) 緊急被ばく医療チーム派遣の要請**

市は、必要に応じて、県、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を行う。

(2) 初期被ばく医療活動

市及び県は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、初期被ばく医療機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、二次被ばく医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

その他、医療救護については、第3章・第8節に準ずる。

第8 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 環境部、保健福祉部、経済部、上下水道部、県 |
|------|-----------------------|

1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、市においても県と連携を図りながら、農林産物等における放射性物質の測定を行う。

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

■ 食品中の放射性物質の基準値等

□ 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

放射性セシウム

| 対象 | 基準値 (ベクレル/kg) |
|-------|---------------|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |

2 食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、食品衛生法に定める基準値を超過した場合、県は、速やかに関係団体や市等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

市は、市で実施した放射性物質測定の結果、基準値を超過したものがあつた場合、またはあらかじめ決めておいた数値を超過したものがあつた場合には、速やかに県の所管課等に連絡し、出荷自粛や再測定の措置を講じるよう要請するとともに、県から出荷自粛の要請があつた場合には、速やかに生産者や小売店等に周知するとともに市場に出回つたものの回収依頼を行う。

また、県は、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

市は、県から出荷自粛の要請があつた場合には生産者に出荷自粛を通知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び住民等へも広く周知する。

3 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水の提供を停止し、ペットボトル等を配布するほか、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して、水道水の安全対策を行う。

その他、飲料水の提供については、第3章・第11節に準ずる。

4 食品等の供給

市は、県から食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合、県等と協力し関係住民への応急措置を講じる。

その他、食品等の供給については、第3章・第11節に準じる。

第9 児童生徒等の安全対策

| | |
|------|----------------------|
| 実施担当 | 保健福祉部、こども未来部、教育委員会、県 |
|------|----------------------|

1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、県や国と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第10 緊急輸送活動

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 総合政策部、県、県警察 |
|------|-------------|

1 緊急輸送活動**(1) 緊急輸送の範囲**

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ①医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ②要配慮者を中心とした避難者等
- ③コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ④食料等生命の維持に必要な物資
- ⑤その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送体制の確立

県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

市は、円滑な緊急輸送のため、県から要請があったときは、人員、車両等の協力・支援を行う。

その他、緊急輸送については、第3章・第11節に準ずる。

2 緊急輸送のための交通確保**(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針**

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

(2) 緊急交通路の確保

・交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

・原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

県警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

・交通情報の提供

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

県及び県警察は、緊急交通路の確保や回誘導等のため、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

・緊急通行車両の確認

県は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

・交通管制施設の整備充実

県警察は、緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に努める。また、交通規制を確実にを行うための移動式標識等の整備に努める。

第11 住民等の健康対策

| | |
|------|--------------------------|
| 実施担当 | 保健福祉部、こども未来部、環境部、教育委員会、県 |
|------|--------------------------|

1 住民への対応

市は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

2 健康影響調査

(1) 調査の検討

市は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

(2) 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

(3) メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

(4) 飲料水・食品の安全確認

市は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

(1) 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

(2) 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

市は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

(3) その他

原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための措置を行う。また、市は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。また、市は、設置者等に対して必要な支援を行う。

第12 風評被害対策

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 環境部、経済部、県 |
|------|-----------|

1 農林水産物、工業製品等に係る対策

(1) 基本方針

・農林水産物

市は県と連携し、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

・工業製品等

市は県と連携し、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

(2) 具体的方法

市は、本市の農林産物等が国が定める規制値を超える放射性物質が検出されていないにも関わらず、消費者等の買え控え等により売上げが減少した場合の対策は次のとおりとする。

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

(ア) 農林産物等に含まれる放射性物質を測定し、結果を公表することで安全性を周知する。

(イ) 農林産物等の消費地において、安全性を強調した販売促進活動等を支援する。

(ウ) 空間放射線量を測定し、結果を公表することで安全性を周知する。

また、市は県、その他関係機関と連携し、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

2 観光業に係る対策

(1) 情報の発信

市は県と連携し、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や県のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

(2) 観光客等への説明

また、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

(3) 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市は、県等関係機関と連携し、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第13 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 市、県 |
|------|-----|

1 基本方針

市、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は、連携して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市、県等に対し、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市、県等の要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

2 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

市は、放射能汚染対策本部において、実施計画を策定し、除染を実施する。

- ・線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- ・水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌の発生抑制に配慮する。
- ・除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

市は、県、国、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管するとともに、保管、処分に当たって関係者の理解を得るため国への協力をを行う。

市及び県は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、市及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

市及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第14 損害賠償

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | 環境部、経済部、上下水道部、県 |
|------|-----------------|

1 事業者等への支援

(1) 損害状況等の情報収集

賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県は、賠償内容や手続きについて、国や

第5章 大規模火災・事故応急対策計画

原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

市は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

(2) 事業者等への支援内容

原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けられるために、県は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

ア テレビ、ラジオ等の県政広報番組や県のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知

イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催

ウ 関係出先機関等における相談窓口の設置

市及び県は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

2 自治体による請求

市及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第15 各種制限の解除

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 市、県警察、県、 |
|------|----------|

1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関や関係者に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第 12 節 放射性物質運搬事故応急対策

《指 針》

放射性物質運搬車両の事故が発生した場合は、目に見えない物質による影響に対して的確な措置を求められることになる。このため、関係機関は放射性物質の特性をふまえて、専門機関等と連携して円滑に対策を行う必要がある。

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 原子力事業者、消防本部、清掃班、総務班、鹿沼警察署 |
|------|---------------------------|

1 事業者の対策

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、市、警察、消防など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 市の対策

事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第13節 石油類等危険物施設事故応急対策

《指 針》

危険物施設等での事故の場合、危険物の漏えい、爆発等の危険が想定される。このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

第1 爆発、火災対策

| | |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | 危険物施設等の管理者、消防本部、清掃班、総務班、鹿沼警察署 |
|------|-------------------------------|

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 市の対策

市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

3 県の対策

警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

県は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するなど関係機関と連絡を取り防災対策の総合調整を行う。

第2 漏洩対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 危険物施設等の管理者、消防本部、清掃班、総務班、土木班、下水班、鹿沼警察署、鹿沼土木事務所 |
|------|---|

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。

- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 市の対策

市は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

3 河川管理者等の対策

河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。また、オイルフェンスの拡張など危険物拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供する。
- (3) 県は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するなど関係機関と連絡を取り防災対策の総合調整を行う。

第14節 ガス事故応急対策

《指 針》

ガス事故の場合、ガスの漏えい、爆発等の危険が想定される。このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

第1 LPガス・一般高圧ガス

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | 高圧ガス事業者、消防本部、清掃班、総務班、鹿沼警察署 |
|------|----------------------------|

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

- ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。
- イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

- ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。
- イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。
- ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 市の対策

市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

また、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じるとともに、ガス濃度測定を適時に実施し、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

3 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。
- (3) 県は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

第2 都市ガス

| | |
|------|---|
| 実施担当 | (株)エナジー宇宙、県都市ガス協会高圧ガス事業者、消防本部、清掃班、総務班、鹿沼警察署 |
|------|---|

1 事業者等の対策

(1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市町村、消防本部等関係機関に被害状況を連絡する。

(2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

2 市の対策

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

また、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

3 県の対策

県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第15節 火薬類事故応急対策

《指 針》

火薬類の事故の場合、爆発等の危険が想定される。このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

| | |
|------|-------------------------|
| 実施担当 | 火薬類取扱事業者、消防本部、総務班、鹿沼警察署 |
|------|-------------------------|

1 事業者等の対策

火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。

移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

また、火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。

なお、安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

2 市の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

3 県の対策

県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

県は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市町村へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第16節 毒物・劇物事故応急対策

《指 針》

毒物の事故の場合、漏えい、汚染等の危険が想定される。このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

| | |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | 毒物・劇物取扱事業者、鹿沼警察署、消防本部、清掃班、総務班 |
|------|-------------------------------|

1 事業者等の対策

毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。

漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

2 市の対策

状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

3 県の対策

県は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。

警察本部は、状況により医療機関へ連絡し、中毒防止方法に関する広報を行う。

県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

県は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

第17節 応急復旧

《指 針》

災害時には被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

第1 公共施設等の対策

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

公共施設等の管理者は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

また、施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野火災後の対策

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 農林班、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所 |
|------|-----------------------|

市、県及び関係機関は協力して、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第3 大規模事故後の対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 土木班、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株) |
|------|--|

鉄道事業者及び道路管理者は、市や県と協力し、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第4 危険物等事故災害後の対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 土木班、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株) |
|------|--|

事業者は、市や県等と協力し、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。